

別紙特3

(協定第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H27	413
H28	255
H29	6,250
H30	15,011
R1	16,873
R2	5,798
R3	7,276
R4	16,148
R5	25,178
R6	86,430
R7	40,934
R8	61,078
R9	50,822
R10	46,464
R11	138,894
R12	20,055
R13	20,055
R14	20,055
R15	20,055
R16	0
R17	0
R18	94,000

(注1)平成18年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。

(注2)上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。